

## 幌延「三者協定」の遵守などを日本原子力研究開発機構へ要請 機構「三者協定を守らない選択肢はない」

連合北海道は8月4日、日本原子力研究開発機構(以下、機構)東京事務所を訪れ、幌延深地層研究センターへの放射性廃棄物の持ち込みや、最終処分施設への転用が疑われないことがないよう、「放射性廃棄物を持ち込まない、地下施設は埋め戻す」とする「幌延町における深地層の研究に関する協定(以下、三者協定)」の厳格な遵守や、機構理事の「(埋め戻しは)もったいない」発言の真意に関しての説明及び撤回を求めた。

申し入れに対し機構の窪山総務部長は「三者協定を守らないという選択肢は我々にはない」などと答えた。申し入れは6月10日に実施した北海道、7月22日の幌延町につづくもので、三者協定の当事者である北海道、幌延町、日本原子力研究開発機構すべてに要請を行った。

要請の冒頭、連合北海道出村事務局長は、「『もったいない』は理事の発言であり、私たちは重く受け止めている。どういう状況での発言であっても、認められない。発言の撤回と三者協定の遵守を求める」等と述べ、要請書を提出。坪田総合政策局長が要請趣旨と3項目の要請事項について説明した。対応した窪山総務部長から次のような回答があった。



日本原子力研究開発機構(右)に要請書を渡す出村事務局長

### ■ 「もったいない」は研究者の立場での発言

回答の冒頭、窪山総務部長は「発言が本意でなかったとしても、大変な心配、不快感を抱かせたことは申し訳ない」と謝罪し、発言の真意については「『もったいない』とする発言は、研究者とすればせつかく掘ったのだから、どれだけ研究成果を出すか。それをある年限を切って埋めるのは『もったいない』という考えで発言したもの」と説明し、研究者の立場での発言に理解を求めた。また、発言の撤回については、「もったいないから他の用途に使うのだという

#### 【要請項目】

1. 貴機構の理事が、研究終了後の埋め戻しを「もったいない」旨発言したとの報道について、発言の真意を確認した上で、三者協定に違背する主旨であれば発言の撤回と、再発防止を図ること。
2. 貴機構は、放射性廃棄物を持ち込まないことや、研究終了後は地上施設を閉鎖し地下施設を埋め戻すことを約定した「幌延町における深地層の研究に関する協定」を遵守すること。
3. 坑道を500メートルまで掘削するとともに、回収可能性の研究を行う場合、研究期間を20年程度とした当初計画の変更につながるおそれがあり、協議を必要とする計画内容の変更に該当すると考えるが、見解を明らかにされたい。

のなら撤回する。個人的見解であるが、使いたいのに使えないのならもったいない、という意味合いであったと思われる」と撤回の必要はないとの考えを示した。再発防止については、「地元にも迷惑をかけながらも、今はいい形で研究をさせていただいている。その関係を壊すことがないよう一層、発言にも気をつけていきたい」と答えた。

回答後の意見交換では連合北海道の坪田総合政策局長が「年限を切るのがもったいないなら、年限を無しにすればいいとも聞こえる。三者協定や確認書は、幌延を最終処分場や中間貯蔵施設にしないことを担保、保障するものだ。研究期間の期限はそんな軽い話ではない」と指摘した。

## ■「三者協定」の遵守、計画変更に関する見解

機構は「三者協定の重さは強く認識している。三者協定を守らないというのは我々の選択肢にはない。協定を守るということはあらためて申し上げる」と、遵守することを強調した。

また、20年程度とする研究期間については、機構が現在の坑道から100数m深い500mまで掘削する方向であることや、国が新たな課題として示した回収可能性研究を幌延で実施する場合、研究期間の変更が避けられず、事前協議が必要ではないかとの指摘に対して窪山総務部長は、「回収可能性の研究については、日本とし



三者協定の遵守等を求めて実施した要請  
(奥側：連合北海道、手前：日本原子力研究開発機構)

てどう考えていくのか前提条件すらない。我々として理路整然と説明するのも難しい」と説明した上で、「今の時点で研究計画をどうこうする考えはない」と回答する一方、「計画内容について、もしかしたら変わる可能性があるかもしれない時は、必ず期限を設け、期限が来たら必ず埋め戻すことを前提に、当然相談させていただく」と述べ、政府の目標に沿って機構が今後5年間でどのような研究をするのか等を内容とする「次期中期計画」や、最終処分地の選定作業の進捗状況によっては研究計画の変更が生じる可能性に言及した。

また、出村事務局長は「三者協定は道民との約束である。研究計画の見直しに際しては、『解釈で協定内だからいい』ではなく、協定内であるのか、ないのかも含めて協議をオープンにし、合意を得ることを丁寧にしてもらいたい」と強く求めた。

以上

**連合北海道は「幌延問題」に関して、組織全体の課題として今後とも幌延深地層研究監視連絡会の活動をはじめとして、「三者協定」と「道条例」を遵守するよう求める取り組みを強化していく。**

本政策調査情報は連合北海道ホームページからもご覧いただけます。

<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?cat=7>